

## 令和7年度アジア・ビジネス・ネットワーク事業 企画提案仕様書

### 1 委託業務名

アジア・ビジネス・ネットワーク事業

### 2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3 事業目的

本事業は、以下の（１）及び（２）並びに付帯する業務を実施することにより、海外と沖縄とのビジネス交流を促進することを目的とする。

#### （１）沖縄投資促進サポート業務

海外企業等が、県内において投資や立地、商取引（以下「県内投資等」という。）を行おうとする際のサポート窓口の設置・運営。

#### （２）海外ビジネス展開サポート業務

県内企業・団体等が、ビジネス拡大のため海外の企業・団体等とネットワークを構築する取組等（以下「海外ビジネス展開」という。）のサポート窓口の設置・運営。

### 4 業務内容

具体的な業務内容はおおむね次のとおりであるが、事業の目的に資する範囲において他の業務を実施することもある。

#### （１）沖縄投資促進サポート業務

##### ア 海外企業等サポート業務

海外企業等サポート業務の実施に当たっては、県が別途指定する重点誘致対象分野における企業を中心に、県内投資等による雇用効果、経済波及効果を勘案して実施すること

（ア）県内投資等を検討する海外企業等に対して以下の内容について情報提供や適切な関係機関の紹介等のサポートを実施する。サポートの手段として対面、電話、メール、オンライン会議ツール等に対応すること。

- a 県内の事業環境や、経済状況に関するサポート
- b 投資や立地、商取引を開始するための手順等に関するサポート
- c 設立登記、査証（ビザ）、税制等に関するサポート
- d 県内事業者とのビジネスマッチング等に関するサポート
- e 事務所や土地等の不動産に関するサポート
- f 雇用労働に関する制度説明や人材確保に関するサポート

- g 口座の開設や融資等の金融に関するサポート
- h 国際物流ハブや各種インセンティブの紹介と活用に関するサポート
- i 医療や教育など、生活一般に関するサポート
- j 通訳者の紹介など言語に関するサポート
- k 海外からの投資や立地に至った企業に対する継続したサポート
- l その他県内投資等に当たって必要となる事項に係るサポート

(イ) 重点誘致対象分野や沖縄への高い経済効果が見込まれる県内投資等の具体化の過程においては、積極的に県内視察先の紹介、日程調整、同行等のサポート並びに企業訪問を行う。

(ウ) 県内投資等に関連する商談会、見本市等との連携、連動した相談対応を行うこと。また、高い事業効果が見込まれる場合は、海外団体等の商談会等への参加に際して開催に合わせた県内企業や産地視察、個別マッチング等を企画・実施すること。

(エ) 個別の相談・対応状況の共有と連携、検証を行うための「相談・対応記録」を作成する。

(オ) サポートの実施に当たって、対象の海外企業等に対してサービス利用に関する注意事項や利用条件に関する説明と同意の確認を行う。

#### イ 海外企業等支援に向けた連携構築業務

実施するサポートの中には、関係機関等との連携により更に効果の高いサービスが提供できるものや特別な知識やノウハウを要するものがあるため、関係機関や専門家との連携を推進し、沖縄県との適切な関係を構築するよう努める。特に以下の機関等とは緊密な連携関係を構築するとともに、適切な役割分担を行うこと。

(ア) 日本貿易振興機構（ジェトロ）

(イ) 他の自治体が運営する外国企業向け支援窓口

(ウ) 設立登記、査証、税制、商標等を支援するための弁護士、司法書士、行政書士

税理士等の専門家及び関係団体

(エ) 商工会議所、商工会、工業連合会等の事業者団体

(オ) 不動産関係機関

(カ) 地元金融機関及び関係団体

(キ) 労働関係機関

(ク) 国、市町村等のビジネス支援機関

(ケ) 外国の海外展開支援機関、各種経済団体

(コ) 県内のスタートアップ支援機関

(サ) その他の関係機関及び専門家

## (2) 海外ビジネス展開サポート業務

### ア 県内企業等サポート業務

(ア) 海外ビジネス展開を図る県内団体・企業等に対して、以下の内容について情報提供や適切な関係機関の紹介等のサポートを実施する。サポートの手段として対面・電話・メール・オンライン会議ツール等に対応すること。

a 海外企業等の連携事例に関するサポート

b 海外企業等とビジネスネットワークを構築するためのサポート

c 海外企業等とのビジネス連携協議を行う際のサポート

d 海外ビジネス展開に至った団体・企業等に対する更なる取組等への働きかけ

(イ) 重要な海外団体と県内団体とのネットワーク構築に当たっては、積極的に海外団体等との連絡調整、海外訪問への同行、複数の団体・企業等による海外訪問団の企画・実施、海外団体の沖縄訪問への同行及び県内団体との連絡調整等の支援を行うこと。

(ウ) 支援する県内団体・企業等が海外で開催される重要な商談会・見本市等に出展するとき又は県が海外での商談会・見本市等に出展するときで必要な場合は、同行して支援を行う。また、高い事業効果が見込まれる場合は、商談会・見本市等の開催に合わせて、現地での企業訪問や産地視察、個別マッチング等を企画・実施すること。

(エ) 個別の相談・対応状況の共有と連携、検証を行うための「相談・対応記録」を作成する。

(オ) サポート業務の実施に当たって、対象の県内団体・企業等に対してサービス

利用に関する注意事項や利用条件に関する説明と同意の確認を行う。

イ 県内団体・企業等支援に向けた連携構築業務

以下の機関等を中心に、県内企業等の海外企業等とのビジネス連携支援に有用な関係機関や専門家との連携を構築する。

(ア) 日本貿易振興機構（ジェトロ）及び中小企業基盤整備機構

(イ) 商工会議所、商工会、工業連合会等の事業者団体

(ウ) 沖縄県貿易協会

(エ) 国、市町村等のビジネス連携支援機関

(オ) 外国の海外展開支援機関、各種経済団体

(カ) 県内のスタートアップ支援機関

(キ) その他の関係機関及び専門家

(3) 団体のビジネス交流支援業務

(1) のアの (イ) 及び (ウ) 並びに (2) のアの (イ) 及び (ウ) の業務を効果的に推進するため、海外団体等の県内訪問や県内団体等の海外訪問、重要な海外団体と県内団体とのネットワーク構築の支援については、専用の人員を配置するなどして、団体訪問に対応できる体制を整備し以下の取組みを行うとともに、自ら交流ミッションを企画・実施し、積極的にビジネス交流を促進すること。

a 効果的な視察先・マッチング先候補の事前調査、情報収集

b 県内・海外団体等との連絡調整（海外団体等との調整については、必要に応じて海外事務所を活用する）

c 視察先等との連絡調整（海外視察先等との調整については、必要に応じて海外事務所を活用する）

d ロジ関係者（旅行社、交通会社、ホテル等）との連絡調整

e 必要に応じて交流会場や交通手段の確保、通訳等の手配

f 当日のアテンド

g アフターフォロー

h その他、効果的なビジネス交流につながるサポート

(4) 情報収集・発信業務

(1) 及び (2) の業務を効果的に推進するため、以下の情報収集及び情報発信業

務を実施する。

ア 情報収集業務

(ア) 支援を行うために必要な基本的な情報の収集及び整理

(イ) 海外企業等が県内投資等の実施を判断するために必要な以下の情報の整理

- a 沖縄の地理的位置、経済状況、航空路線、海運、情報通信ネットワーク等の状況
- b 沖縄の気候、生活環境及び査証の取得等に関する状況
- c 沖縄の雇用環境、高等教育期間等の人材確保に関する情報
- d 日本の法人及び個人への税の基本的な情報及び沖縄の税制優遇・特例制度
- e 設立登記、口座開設等に関する情報
- f 沖縄を対象とする特区制度
- g 海外企業等が使用できる産業振興に係る国、県、市町村等の支援制度及び助成金の内容
- h 県内投資等に利用可能な工業用地、オフィス空き室、シェアオフィス、ワーキングスペース等
- i 沖縄大交易会、ResorTech EXPO in Okinawa 等の県内で開催される産業見本市の情報
- j 海外企業等の県内投資等に関する動向
- k その他県内投資等を支援するために必要な情報

(ウ) 県内団体・企業等が海外ビジネス展開を行うに当たって参考となる以下の情報の整理

- a 海外の団体・企業等における新たな海外ビジネス展開に向けた意向及び課題
- b 県内団体・企業等における新たな海外ビジネス展開に向けた意向及び課題
- c 県内団体・企業等における海外の団体・企業等との MOU 締結の状況及び締結後の状況及び課題
- d 海外における県産品の展開状況及び海外における市場、トレンド等の情報
- e 海外ビジネス展開に当たって必要な海外各地域の商習慣、法制度等
- f その他海外ビジネス展開を支援するために必要な情報

(エ) 本業務の品質向上を図るため、(ア) から (ウ) までの内容を反映させ、サポート業務の実施方法についてまとめた「サポート業務マニュアル」の作成及び

更新

## イ 情報発信業務

(ア) 海外の団体・企業等を対象とした、沖縄投資促進サポート業務の内容や県内ビジネス環境、沖縄経済の発展可能性等県内投資等を促進する内容についての日本語、英語、簡体字中国語及び繁体字中国語による情報発信

(イ) 県内団体・企業等を対象とした、海外ビジネス展開サポート業務の内容、海外ビジネス展開支援メニュー、事例紹介、海外マーケットの状況等海外ビジネス展開を促進する内容についての日本語による情報発信

(ウ) 窓口の認知度を向上させるための、4（1）イ及び4（2）イに掲げる関係機関を始め、団体・企業等への訪問

(エ) 県内投資等を果たした海外企業等、海外ビジネス展開を果たした県内団体・企業等及び海外ビジネス展開を希望する県内団体・企業等を対象とした交流会などセミナーの開催（テーマ等については事前に委託者と協議すること。）

(オ) ウェブサイト、チラシ等の印刷物その他のコンテンツの制作及び更新

## (5) 運営会議

個別案件の進捗状況や業務運営に係る課題等に関する調整を行うため、委託者と受託者との間で原則として毎月1回運営会議を開催する。また、委託者の必要に応じ、適宜打合せを行うものとする。

## 5 業務体制

### (1) 窓口の設置

県内各地及び海外からの交通の利便性がよい場所に、沖縄投資促進サポート業務及び海外ビジネス展開サポートのための対面、電話、メール、オンライン会議ツール等での対応が可能な窓口を設置すること。

### (2) 担当者の配置

外国企業等との円滑なコミュニケーションを図るため、（1）の窓口日本語、英語、中国語によるビジネスに関する会話及び文書のやりとり、書類作成等ができるよう、それぞれの言語に対応できる者が複数となるよう必要な担当者を配置し、問合せ等に対して速やかに対応できる体制を整備すること。

### (3) 執行体制図の提出

契約締結後、速やかに委託者に窓口の場所及び担当者の氏名等を明記した執行体制

図を提出し、執行体制を変更する場合は、事前に委託者と協議の上、変更後の執行体制図を提出すること。

## 6 事業の目標

### (1) 成果目標

#### ア 沖縄投資促進サポート業務

サポート窓口において、沖縄への投資・立地等に至った企業数：2社以上

#### イ 海外ビジネス展開サポート業務

海外経済団体等とのビジネス連携に至った件数：3件以上

### (2) 活動目標

#### ア 沖縄投資促進サポート業務

海外企業等サポート件数：85社以上

#### イ 海外ビジネス展開サポート業務

県内企業等サポート件数：50件以上

#### ウ 団体のビジネス交流に係る業務

以下のいずれかの団体ビジネス交流の企画・実施：1回以上

(ア) 県内で開催される商談会等と連動した海外団体等の県内でのビジネス交流

(イ) 海外で開催される商談会等と連動した県内団体等の海外でのビジネス交流

(ウ) その他、経済効果が見込まれる重要な海外団体と県内団体とのネットワーク構築に資する交流

#### エ 情報収集・発信業務

(ア) 本事業に係るチラシ等の印刷物の印刷：1種類以上

(イ) 交流会・セミナー等の開催：1回以上

### (3) 個別目標

(受託者の提案に基づき設定)

## 7 再委託の制限等

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いを

することがある。

※契約の主たる部分

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ③ 海外企業サポート業務及び県内企業等サポート業務における相談の実施、アテンド、企業訪問等の実施

## (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

## (3) 再委託の範囲

本委託契約の履行にあたり、受託者が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は(1)に規定する以外の業務とする。

## (4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による委託者の承認を得なければならない。ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

※簡易な業務の範囲

- ① 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- ② 原稿・データの入力及び集計
- ③ 開催したセミナー等における議事録、映像・音声記録等の作成
- ④ ウェブサイトの構築等情報発信に係る技術的な業務
- ⑤ セミナー開催、大規模なアテンドの実施等において、実施体制を越えたニーズがある場合における通訳・翻訳業務

## 8 事業の成果物及び知的財産権

(1) 業務の完了に際し、次の成果物を作成し、提出すること。

ア 事業報告書 1部

(ア) 事業報告書にはおおむね次の内容を記載することとし、その内容は発注者と事前に調整すること。

a 概要

年度、委託者名、受託者名、業務名、事業期間、事業目的、業務概要等を記載すること。

b 事業の目標の達成状況

6に掲げる各事業目標について、目標と実績を記し、その達成状況を示すこと。成果目標及び個別目標については、具体的に達成した内容の概要を記し、活動目標におけるサポート件数については、業務ごとにその月別、国・地域別に件数を表にすること。

c 4（4）ア（エ）に掲げるサポート業務マニュアル

d 4（4）イ（エ）に掲げる交流会、セミナー等の実施報告

e 4（1）ア（エ）及び4（2）ア（エ）に掲げる相談・対応記録

f 4（3）に掲げる自ら企画・実施したビジネス交流の実施報告

（イ）納品の形式は、紙媒体1式及びCD、DVD等の電子媒体1式とする。（電子媒体の内容はPDF等印刷に適した形式に加え、（2）イに示すオープンデータとして取扱い可能な形式とする。）

（2）知的財産権

ア 成果物の著作権及び所有権は、委託者に帰属するものとする。成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利については、委託者が成果物を使用、貸与、複製、改変、公表等を行うのに支障が生じないように、受託者の責任をもって処理すること。また、成果物の内容は委託者の許可を受けず、他に公表、貸与、使用してはならない。

イ 成果物は、委託者がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意して作成すること。

① 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSVファイル（文字コード：UTF-8（BOMなし））も併せて提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）

② PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

③ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリ

リンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

ウ 受託者は、成果物の公表・改変に係る著作権者人格権を行使しないこと。

## 9 その他留意事項

- (1) 事業の実施に当たって不明な点がある場合、受託者は委託者と適宜協議を行うものとする。
- (2) 業務に当たり宿泊又は航空機利用を伴う出張を実施する場合は、事前に委託者にその概要を報告した上で実施することとし、実施に関して受託者から指示があった場合はそれに従うこと。
- (3) 事業の実施に当たっては、委託者が北京、上海、香港、ソウル、台北及びシンガポールに配置する駐在員及び委託者が他の者に委託して設置される海外における委託駐在員との間で、その担当区域に関連するサポートの状況の共有や、海外での情報収集、アテンド等の実施について連携を図ること。